



令和 7 年度

事 務 概 要

保健医療部

目次

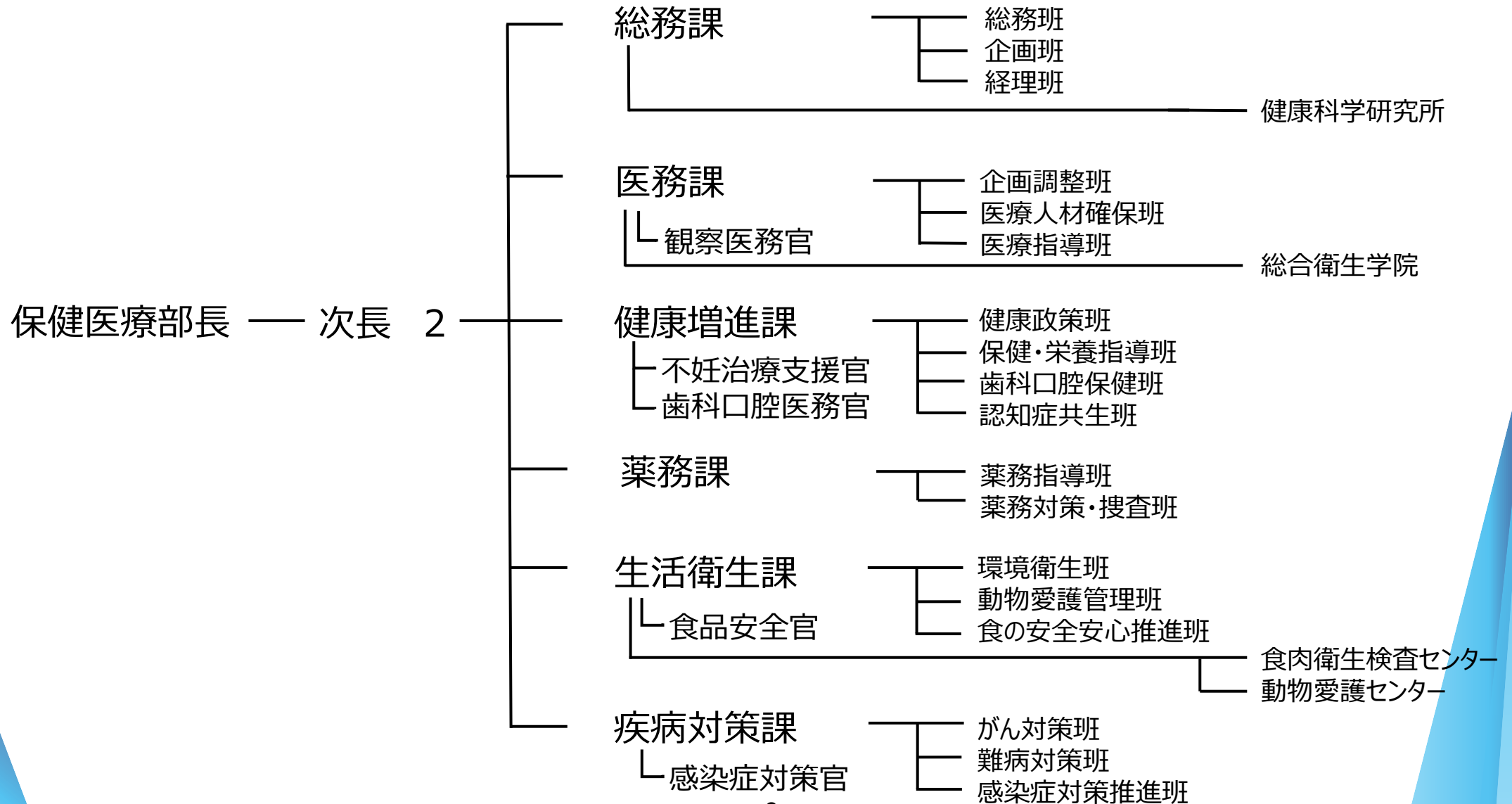
組織図		3
職員配置表		6
重要施策体系表		8
重要施策		
地域医療の推進		9
生涯を通じた健康づくりの推進		12
医薬品等の安全対策の推進		15
生活衛生の推進		17
疾病対策等の推進		19

参考資料

附属機関一覧表		22
地方機関等一覧表		23
主要計画等一覧表		26
事務分掌		28

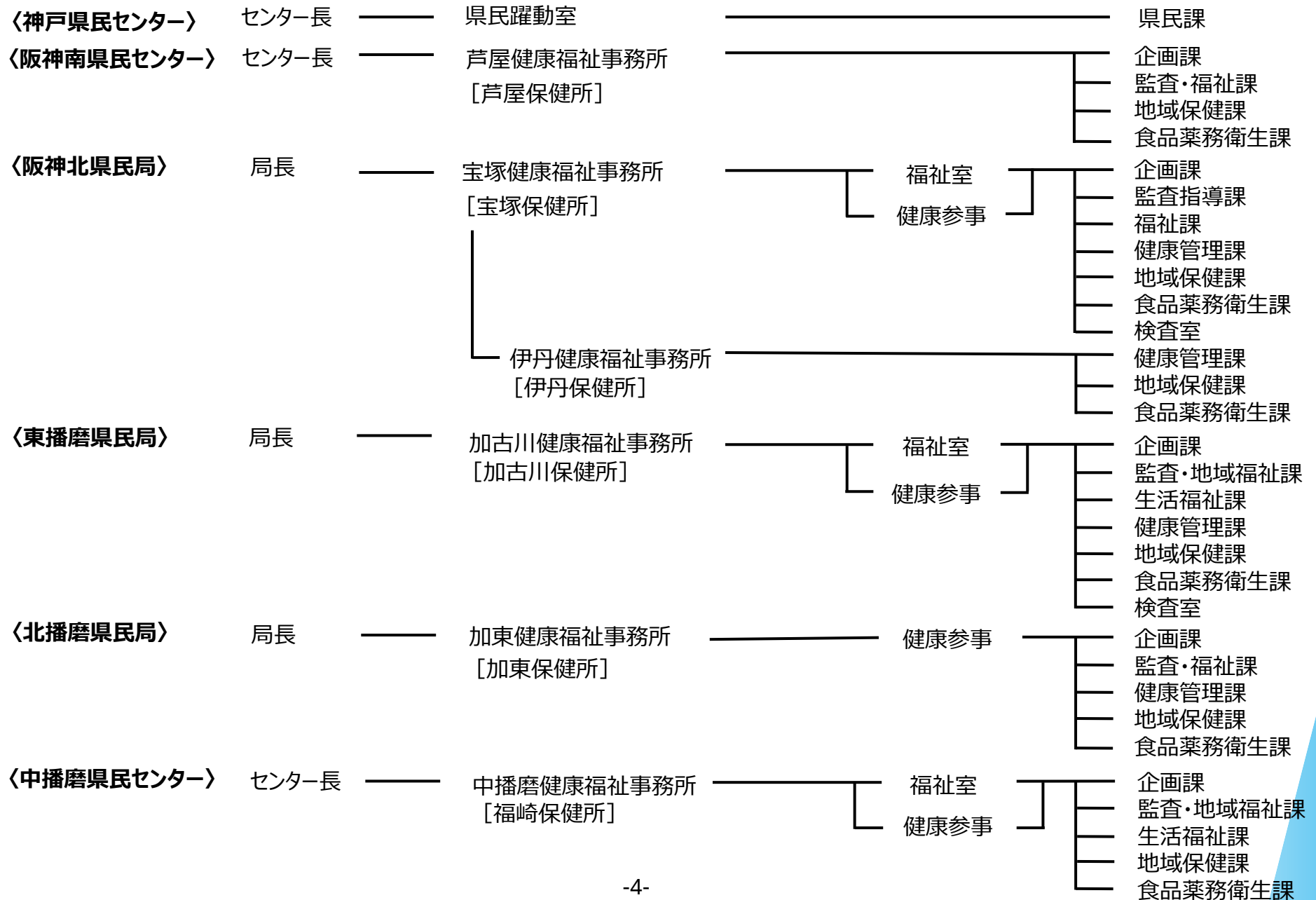
保健医療部組織図

(令和7年4月1日現在)

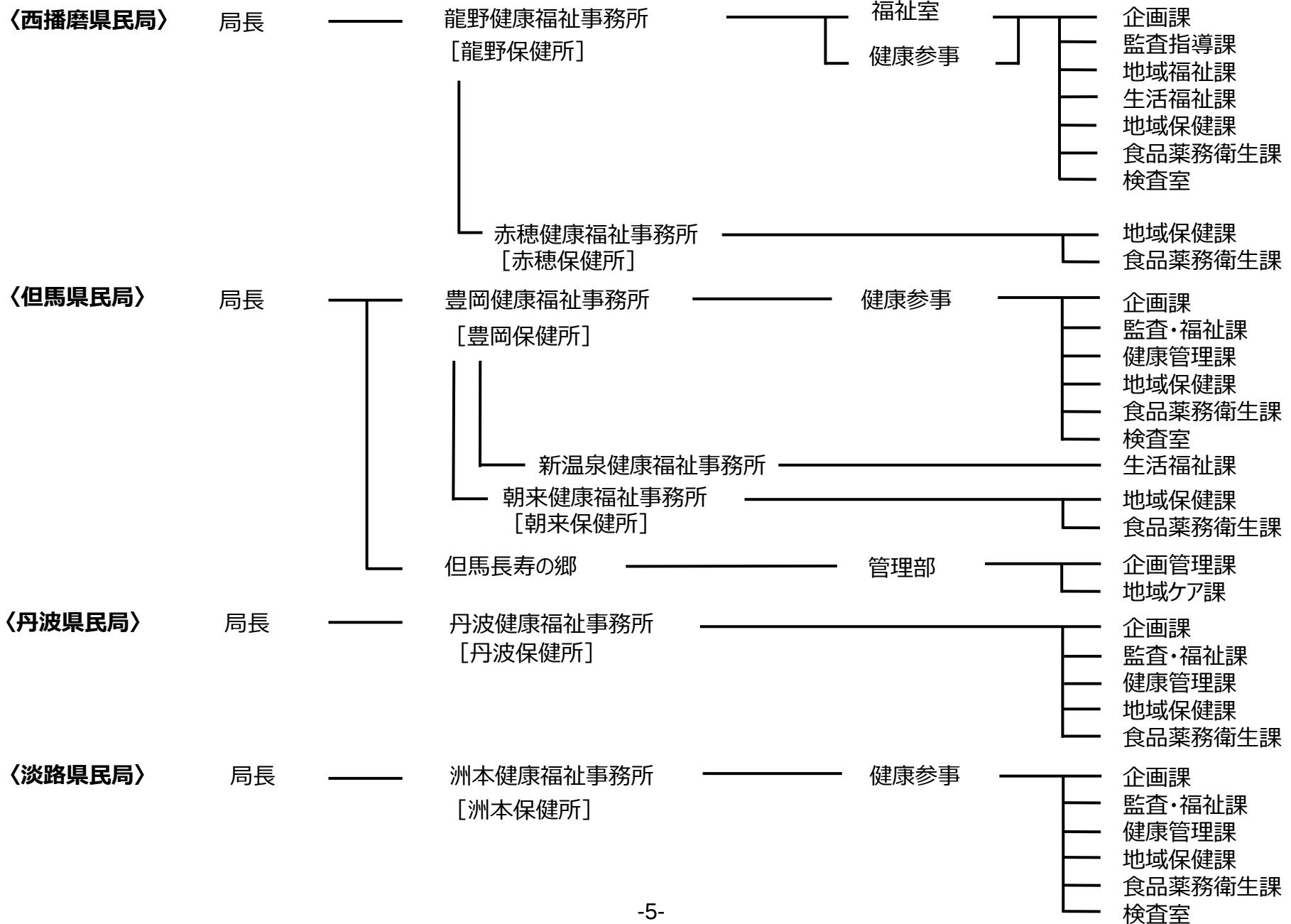


県民局及び県民センター組織図

(福祉部・保健医療部関係部分のみ)



県民局及び県民センター組織図



職員配置表

課名	職員数	職員数の内訳		
		事務職	技術職	技能 労務職
総務課	20	16	4	
医務課	31	23	8	
健康増進課	35	10	25	
薬務課	18	2	16	
生活衛生課	18	2	16	
疾病対策課	27	15	12	
本庁計	149	68	81	0

※令和7年4月1日現在
 ※再任用職員(短時間)を除く

地方機関又は 派遣団体名	職員数	職員数の内訳		
		事務職	技術職	技能 労務職
健康科学研究所	29	4	25	
総合衛生学院	29	4	25	
食肉衛生検査センター	32	2	30	
動物愛護センター	51	3	48	
地 方 機 関 計	141	13	128	0
日本赤十字社	3	1	2	
(公財)兵庫県健康財団	4	1	3	
派 遣 団 体 計	7	2	5	0
保 健 医 療 部 計	297	83	214	0

職員配置表

事務所名等	職員数	職員数の内訳		
		事務職	技術職	技能 労務職
〈阪神南県民センター〉				
芦屋健康福祉事務所	26	8	18	
〈阪神北県民局〉				
宝塚健康福祉事務所	55	18	37	
伊丹健康福祉事務所	35	4	31	
〈東播磨県民局〉				
加古川健康福祉事務所	61	19	42	
〈北播磨県民局〉				
加東健康福祉事務所	41	12	29	
〈中播磨県民センター〉				
中播磨健康福祉事務所	33	16	17	
〈西播磨県民局〉				
龍野健康福祉事務所	52	21	31	
赤穂健康福祉事務所	19	3	16	

事務所名等	職員数	職員数の内訳		
		事務職	技術職	技能 労務職
〈但馬県民局〉				
豊岡健康福祉事務所	41	11	30	
新温泉健康福祉事務所	8	8		
朝来健康福祉事務所	17	3	14	
但馬長寿の郷	10	3	7	
〈丹波県民局〉				
丹波健康福祉事務所	33	8	25	
〈淡路県民局〉				
洲本健康福祉事務所	39	9	30	
県 民 局 等 計	470	143	327	0
総計（県民局等を含む）	767	226	541	0

※令和7年4月1日現在
 ※再任用職員（短時間）を除く

重要施策体系表

医療確保と健康づくり

安全安心な保健医療の実現

1	地域医療の推進	38,487百万円
2	生涯を通じた健康づくりの推進	1,333百万円
3	医薬品等の安全対策の推進	174百万円
4	生活衛生の推進	331百万円
5	疾病対策等の推進	12,042百万円

令和7年度保健医療部当初予算の概要

(単位：百万円)

区 分 会 計	令和7年度 当初予算額 (A)	令和6年度 当初予算額 (B)	備 考
一 般 会 計	65,039	72,374	事業費
			△ 7,335
			(主な増減)
			衛生費国庫支出金返納金
			△7,920
			県立総合衛生学院建替整備事業
			△2,197
			生活基盤施設耐震化交付金
一 般 会 計	65,039	72,374	△2,940
			生産性向上・職場環境整備等緊急支援事業
			+3,534
			病床適正化支援・施設整備緊急支援事業
一 般 会 計	65,039	72,374	+1,840
			難病医療費
一 般 会 計	65,039	72,374	+333

1 地域医療の推進

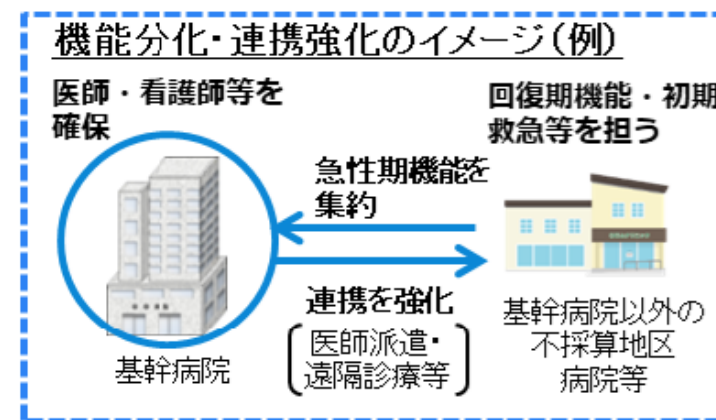
予算額	財源内訳			
	国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源
38,486,611	6,833,711	5,502,320	0	26,150,580

(1) 良質で効率的な医療提供体制の確立(病床の機能分化と連携) (単位：千円)

- ・ 病床の機能分化・連携を一層推進するため、地域医療構想調整会議を開催
- ・ 医療機関の役割分担・連携強化の支援

< 令和6年度 開催回数 >

神戸	阪神		東播磨	北播磨	播磨姫路		但馬	丹波	淡路	合計
	阪神南	阪神北			中播磨	西播磨				
6	3	3	2	2	3	3	4	2	2	30



(2) 在宅医療の充実

- ・ 医師等の医療従事者をはじめとする在宅医療に関わる多職種のネットワーク化を支援
- ・ 訪問看護師が身近な地域で実践的な研修を受けられる体制を整備
- ・ 在宅医療と介護の連携拠点となる訪問看護ステーションの機能充実と連携強化

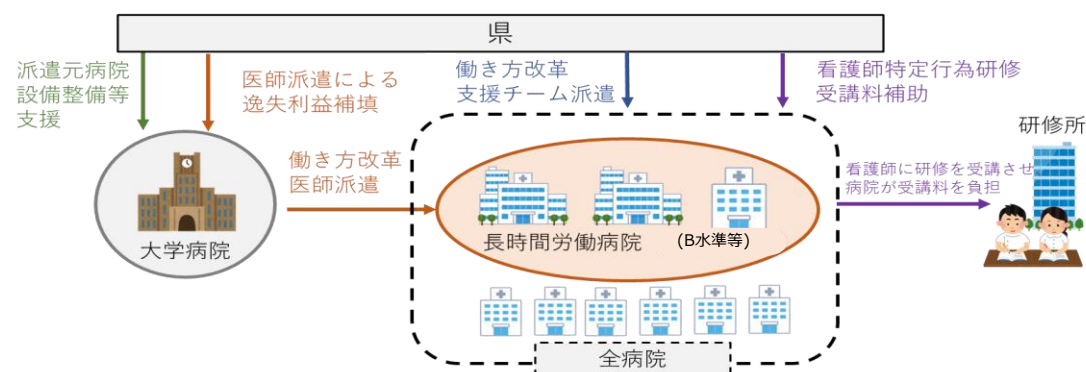
(3) 医療人材の確保

① 医師の確保

- ・ 医師確保計画に基づく、へき地等勤務医師の養成及び派遣

② 医師の働き方改革に対する支援

- ・ 長時間労働医療機関への医師派遣、派遣元病院の ICT化やタスクシフト等の取組を支援
- ・ 働き方改革の助言等を行う支援チームを派遣
- ・ 医師から看護師へのタスクシフトに向け、特定行為研修の受講料を支援



③ へき地等勤務医師の養成・派遣

- ・ 自治医科大学等5大学でへき地等勤務医師を養成し、県内へき地等の医療機関に派遣
- ・ 在学中(6年間)及び義務年限中(9年間)のキャリア支援相談体制により、派遣終了後のへき地定着を促進

区 分	学生数(人) (6年間)	義務年限 (卒後9年間)			養成人数(人)		合計(人)
		臨床研修	前期派遣	後期研修	後期派遣	小計	
R5.4	130	42	55	30	18	145	275
R6.4	129	46	56	33	25	160	289
R7.4	127	45	58	36	29	168	295

④ 看護職員の確保

- ・ 病院内保育所の運営費補助等による離職防止対策を実施
- ・ 合同就職説明会や復職支援研修の補助等による再就業支援対策を実施

【拡】・ ハローワーク連携や淡路島マッチボックス活用による看護補助者確保対策を実施

⑤ 県立総合衛生学院の移転・開校(新長田キャンパスプラザ)

- ・ 本校(助産、看護、歯科衛生)と分校(介護福祉)を集約、移転(R7. 4月開校)

【新】⑥ マルチモビディティ患者対応研修支援事業

- ・ 退院や予後に大きく影響する急性期リハビリの実施率向上に向け、理学療法士会研修を支援

(4) 医療提供体制の確保

【新】① 低軌道衛星通信(スターリンク)導入事業

- ・ 発災時に県庁と情報連携が必要な災害拠点病院における低軌道衛星通信の導入を支援

【新】② 地域周産期医療体制づくり検討会(仮称)

- ・ 産科医療研究会の課題提起に係る対応策を検討

【新】③ 公立宍粟総合病院建替整備支援

- ・ ヘき地医療支援対策等のため、公立宍粟総合病院の老朽化に伴う建替整備(R9年度開院予定)を支援

2 生涯を通じた 健康づくりの推進

予算額	財源内訳			
	国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源
1,332,939	268,730	368,561	0	695,648

(単位：千円)

(1) 健康を支え、守るための社会環境の整備等

- ・ 従業員とその家族の健康づくりに積極的に取り組む「健康づくりチャレンジ企業」への支援
- ・ 特定健診・特定保健指導の受診促進

(2) 母子保健施策の推進

- ・ 予期せぬ妊娠 SOS 相談の実施(24時間体制相談窓口)
- ・ 市町が実施する母子保健事業の支援

【新】・産後ケア事業への補助

国1/2、市町1/2 → R7～ 国1/2、県1/4、市町1/4

【拡】・不妊治療にかかる先進医療費助成及び通院交通費助成の実施

助成対象範囲の対象医療機関を隣接府県まで拡大

- ・ 若い世代へのプレコンセプションケア*の推進

*兵庫県が考えるプレコンセプションケアとは、性及び健康に関する知識を持ち、妊娠及び出産の希望を含む自らの将来を考え、健康管理を行うこと



不妊症等に関する支援推進条例（概要）

I 条例制定の方針

令和5年度不妊治療支援検討会の中間報告書において提言された、兵庫県で安心して不妊治療を受けられる環境整備を継続的に推進するための枠組みとして、不妊症等の対策に特化した条例を制定し、課題解決に向けた基盤を強化する。

II 条例制定の目的（考え方）

- (1) **基本姿勢の見える化**・・・当事者に寄り添った環境を整備するため、県としての基本姿勢を明確化
- (2) **共通意識の醸成**・・・各関係者（行政、医療関係者、事業者、教育関係者、県民）に求められる役割を整理
- (3) **施策の実効性を担保**・・・条例として明文化することで継続的・体系的な取組みを推進

III 条例の構成

項目	内容	補足
前文	現状と条例策定趣旨	
第1章 総則	条文用語の定義、基本理念、県・市町・医療関係者・事業者・教育関係者・県民の役割	罰則規定なし
第2章 不妊治療の充実、プレコンセプションケア及び定期健診等の推進	不妊治療の充実、プレコンセプションケアの推進、定期健診等の推進等	体系的に取り組む項目として整理
第3章 不妊症等に関する支援に係る環境の整備	相談機能の強化、不妊治療等と就労の両立等	
第4章 不妊症等に関する支援を推進するための計画の策定	法令等に基づく県の不妊治療等に関する計画への位置づけ	施策の具体化
第5章 雑則	行財政上の措置等	
附則	施行期日	令和7年7月1日から施行

(3) 食の健康づくりの推進

- ・「食育推進計画(第4次)」に基づき、食育力の強化や生涯を通じた食育を推進

(4) 歯及び口腔の健康づくりの推進

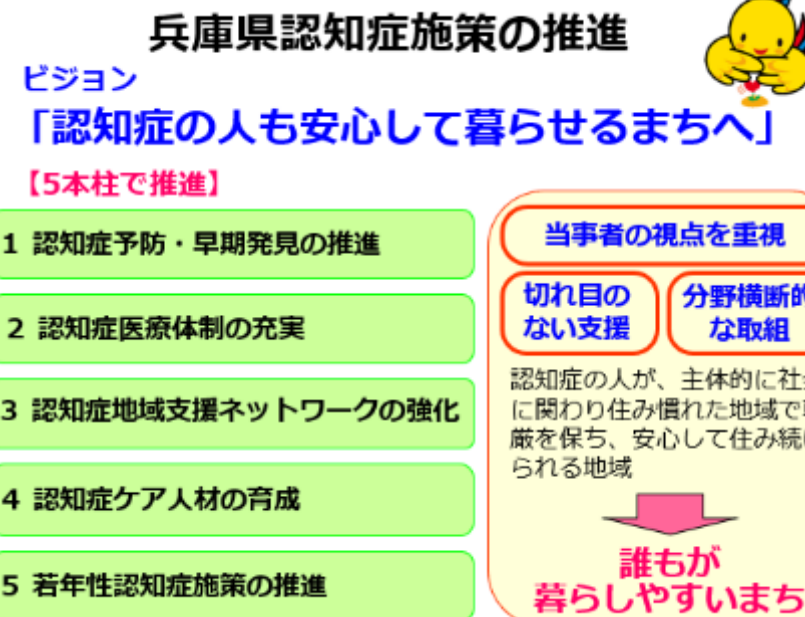
- ・「歯及び口腔の健康づくり推進条例」に基づき、生涯を通じた歯科口腔保健対策を展開
- ・歯科衛生士未配置市町等の歯科口腔保健体制の整備及び人材育成を推進
- ・万博関連イベント等を活用し、県民の歯と口の健康づくりに関する普及啓発を実施

(5) 受動喫煙対策等の推進

- ・「受動喫煙の防止等に関する条例」に基づき、特に20歳未満や妊婦の方の喫煙・受動喫煙防止や、啓発、条例遵守を徹底
- ・受動喫煙防止対策検討委員会の開催等、次期見直しに向けた検討を実施

(6) 認知症施策の推進

- ・共生社会の実現を推進するため、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進



3 医薬品等の安全対策の推進

予算額	財源内訳			
	国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源
174,228	11,588	34,151	0	128,489

(単位：千円)

(1) 医薬品の安全確保対策の推進

- ・ 県民への健康被害を未然に防止するため、製造業者や薬局等への監視・指導等を徹底
- ・ 機能別薬局の知事認定制度の円滑な導入を進め、かかりつけ薬剤師・薬局の定着を促進

(2) 災害時の医薬品供給等の体制整備

- ・ 災害時において緊急用医薬品等を安定供給できる体制を整備するとともに、新型インフルエンザ対策として抗インフルエンザウイルス薬を備蓄
- ・ 災害発生時に医薬品等の供給調整、薬剤師の派遣調整等を行う災害薬事コーディネーターを設置

(3) 毒物劇物の危害発生防止対策の推進

- ・ 保健衛生上、重大な危害を及ぼす毒物劇物について、毒物及び劇物取締法に基づき、危害防止対策を推進

(4) 血液確保及び造血幹細胞移植対策の推進

- ・ 血液製剤を確保するため、献血を推進
- ・ 臍帯血バンクの啓発や骨髓等ドナー登録会等を実施



高校生献血等推進ボランティア事業

(5) 薬物乱用防止対策の推進

① 薬物乱用防止対策の推進

- 市販薬のオーバードーズ（多量摂取）や大麻事犯の増加等を踏まえ、若年層に対する普及啓発を強化
- 兵庫県薬物乱用防止PR大使等によるSNSを利用した啓発、学校等における薬物乱用防止教室、街頭での啓発活動を実施

② 危険ドラッグ対策の推進

- 未規制物質による健康被害を防ぐため、「薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき、危険ドラッグ販売店を規制するとともに、SNSや街頭ビジョン等を活用した啓発を実施



SNSによる動画広告配信



街頭啓発活動

(6) 温泉対策

- 温泉法に基づき設置した「兵庫県環境審議会温泉部会」の意見を聴き、温泉の利用に係る許可等を行い、温泉の保護及び利用の適正化を推進

4 生活衛生の推進

予算額	財源内訳			
	国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源
331,492	16,936	118,054	0	196,502

(単位：千円)

(1) 食の安全安心の推進

- ・「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」の導入及び定着促進
- ・「食の安全安心推進計画(第4次)」に基づき、食品の安全性・信頼性を確保

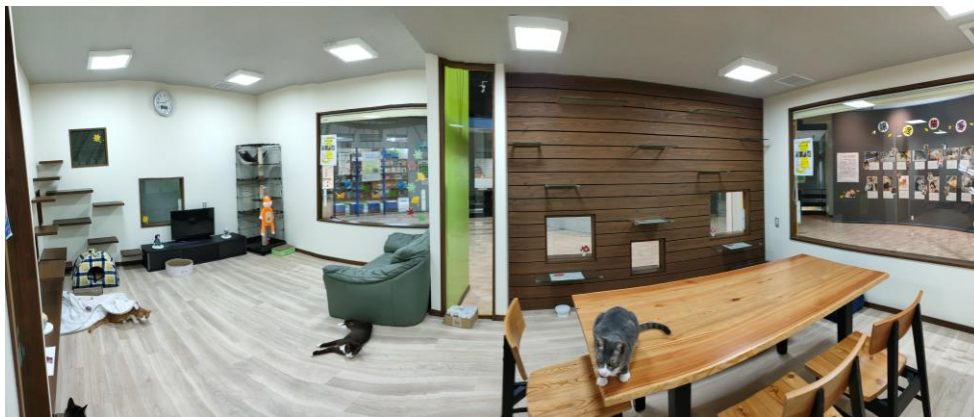
< 令和 6 年度実績 > 食品関係施設の監視状況

区 分	業 種	所 管	年度末施設数	監視実施回数
営業許可施設	改正前の食品衛生法に基づく34業種	県	10,681	7,157
		政令（中核）市	18,180	4,371
		計	28,861	11,528
	改正後の食品衛生法に基づく32業種	県	22,121	4,628
		政令（中核）市	32,928	18,821
		計	55,049	23,449
	合 計		83,910	34,977
営業届出施設	集団給食施設、野菜果物販売業等	県	12,650	2,379
		政令（中核）市	19,463	4,799
		計	32,113	7,178



(2) 動物愛護管理対策の推進

- 動物愛護センター及び各支所の「猫の完全屋内飼養モデルルーム」の活用等により、県内全域で動物愛護思想や適正飼養の普及啓発を推進



動物愛護センターの猫の完全屋内飼養モデルルーム



モデル猫とふれあう児童

(3) 環境衛生対策の推進

- 住民の日常生活に密着した生活衛生関係営業施設に対して監視指導を行うとともに、経営の近代化を促進することにより、衛生水準の向上を図る。

＜令和6年度実績＞生活衛生関係営業施設の監視状況

区 分	業 種	所 管	年度末施設数	監視実施回数
許可を要する施設	旅館・ホテル、公衆浴場、興行場	県	2,357	1,647
		政令(中核)市	1,211	1,080
		計	3,568	2,727
届出を要する施設	理容所、美容所、クリーニング所	県	6,509	2,051
		政令(中核)市	10,871	1,970
		-18- 計	17,380	4,021

5 疾病対策等の推進

(1) がん対策の推進

① 早期発見の推進

- ・がん検診の受診勧奨や、中小企業等への検診受診費用の助成等

② 医療体制の充実

- ・がん診療連携拠点病院を中核とする診療ネットワークの構築
- ・若年がん患者に対する妊孕性温存治療費等を助成

③ がん患者が安心して暮らせる社会の実現

- ・関係団体等との連携による就労支援体制の充実やがん教育の推進
- ・外見容貌を補完する補正具の購入費用の一部を助成

(2) 肝炎対策の推進

- ・検査陽性者に対する精密検査受診勧奨や、ウイルス性肝炎治療に対する医療費を助成

(3) 循環器病対策の推進

- ・「第2次循環器病対策推進計画」に基づき、相談支援の充実や移行期医療支援体制の整備等、循環器病対策を推進

(4) 難病対策の推進

- ・医療費の公費助成を行うほか、重症難病患者に重点をおいた支援を実施

予算額	財源内訳			
	国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源
12,041,546	6,521,968	30,039	0	5,489,539

(単位：千円)

(5) 総合的・計画的な感染症等対策

① 感染症予防計画及び新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく感染症危機への備え

- ・ 新興感染症発生時の医療提供体制の確保に向けた医療機関等との協定締結の推進
- ・ 研修や訓練等による平時からの感染症対策の推進

【新】・ 神戸大学と連携した「兵庫県感染症対策センター」の運営による新興感染症への対応体制の強化

② 結核・エイズ等感染症対策の推進

- ・ 医療機関等と連携した迅速な患者・接触者調査の実施
- ・ 市町が実施する予防接種事業の推進

③ 帯状疱疹ワクチン接種費補助事業

- ・ 国において65歳を対象とした定期接種が開始されることに伴い、円滑な事業移行とするため令和7年度に限り、市町事業への補助を継続

④ ハンセン病対策

- ・ 差別や偏見を解消するための普及啓発、元患者が故郷ひょうごを訪れる里帰り事業等の実施

(6) アレルギー疾患対策

- ・ 「兵庫県アレルギー疾患対策推進計画(第2期)」に基づき、地域の実情に応じた総合的なアレルギー疾患対策を推進

参 考 資 料

附属機関一覧表

(令和7年4月1日現在)

名 称	担 任 事 務	委員定数	任 期	担当課
医療審議会	医療法第72条第1項の規定による医療を提供する体制の確保に関する重要事項等の調査審議に関する事務	30人 以内	2年	医務課
健康づくり審議会	健康づくりの推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	30人 以内	2年	健康増進課
薬事審議会	薬事に関する重要事項の調査審議に関する事務	18人 以内	2年	薬務課
麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第4項(同法第58条の9第2項において準用する場合を含む。)の規定による措置入院者の入院期間の継続及び延長の適否の審査に関する事務	—	審査発生 時から終 了まで	薬務課
生活衛生適正化 審議会	生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律第58条第1項の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同条第4項の規定による同法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関する事務	20人 以内	2年	生活衛生課
食の安全安心と 食育審議会	食の安全安心と食育に関する条例による食の安全安心及び食育の推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	20人 以内	2年	生活衛生課
感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第3項の規定による就業制限、入院勧告及び入院の期間の延長並びに結核患者の医療費公費負担申請に基づく費用の負担に関し必要な事項の審議等に関する事務	7人 以内 ※7圏域に設置	2年	疾病対策課
新型インフルエン ザ等対策有識者 会議	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24年法律第31号)による行動計画の案の作成及び行動計画の変更に関する事項の建議に関する事務	15人 以内	3年	疾病対策課
指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律第8条の規定による指定難病等の公費負担の医療費助成申請者の支給認定の審査に関する事務	11人	2年	疾病対策課
小児慢性特定疾病 審査会	児童福祉法第19条の4の規定による小児慢性特定疾病の公費負担の医療費助成申請者の支給認定の審査に関する事務	5人	2年	疾病対策課

地方機関等一覧表

(令和7年4月1日現在)

名 称	所在地	電 話	所属長	備考
神戸県民センター 県民交流室	〒653-0042 神戸市長田区二葉町5-1-32	(078)647-9085	副センター長 大戸 満成	
阪神南県民センター				
芦屋健康福祉事務所 (芦屋保健所)	〒659-0065 芦屋市公光町1-23	(0797)32-0707	所長 松本 安代	
阪神北県民局				
宝塚健康福祉事務所 (宝塚保健所)	〒665-0032 宝塚市東洋町2-5	(0797)72-0054	所長 野原 秀晃	
伊丹健康福祉事務所 (伊丹保健所)	〒664-0898 伊丹市千僧1-51 伊丹庁舎1・2階	(072)785-9437	所長 須藤 章	
東播磨県民局				
加古川健康福祉事務所 (加古川保健所)	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1	(079)421-9292	所長 藤田 伸輔	
北播磨県民局				
加東健康福祉事務所 (加東保健所)	〒673-1431 加東市社字西柿1075-2	(0795)42-9446	所長 圓尾 文子	
中播磨県民センター				
中播磨健康福祉事務所 (福崎保健所)	〒670-0947 姫路市北条1-98 (福祉部門) 〒679-2204 神崎郡福崎町西田原235(保健部門) -23-	(079)281-9207 (0790)22-1234	所長 仲西 博子	

地方機関等一覧表

(令和7年4月1日現在)

名 称		所在地	電 話	所属長	備考
西播磨県民局					
	龍野健康福祉事務所 (龍野保健所)	〒679-4167 たつの市龍野町富永字田井屋畑1311-3	(0791)63-5149	所長 勝山 博信	
	赤穂健康福祉事務所 (赤穂保健所)	〒678-0239 赤穂市加里屋98-2	(0791)43-2321	所長 勝山 博信	
但馬県民局					
	豊岡健康福祉事務所 (豊岡保健所)	〒668-0025 豊岡市幸町7-11	(0796)26-3655	所長 田所 昌也	
	新温泉健康福祉事務所	〒669-6747 美方郡新温泉町三谷389-1	(0796)82-3161	所長 西村 鈴代	
	朝来健康福祉事務所 (朝来保健所)	〒669-5202 朝来市和田山町東谷213-96	(079)672-6863	所長 田所 昌也	
	但馬長寿の郷	〒667-0044 養父市八鹿町国木594-10	(079)662-8456	郷長 大西 利政	
丹波県民局					
	丹波健康福祉事務所 (丹波保健所)	〒669-3309 丹波市柏原町柏原688	(0795)73-3776	所長 池田 凡美	
淡路県民局					
	洲本健康福祉事務所 (洲本保健所)	〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5	(0799)26-2036	所長 鷲見 宏	

地方機関等一覧表

(令和7年4月1日現在)

名 称	所在地	電 話	所属長	備考(所管区域)
県立健康科学研究所	〒675-0003 加古川市神野町神野1819-14	(079)440-9090	所長 今井 雅尚	
県立総合衛生学院	〒653-0052 神戸市長田区海運町7-4-13	(078)733-6611	学院長 横田 陽子	
食肉衛生検査センター	〒675-0332 加古川市志方町横大路36-1	(079)452-0945	所長 廣田 義勝	芦屋市、伊丹市、加古川市、西脇市、宝塚市、 三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、 加西市、加東市、川辺郡、多可郡、加古郡
西播磨食肉衛生検査所	〒679-4322 たつの市新宮町仙正36-1	(0791)75-4060	所長 栗岡 稔	相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、神崎郡、 揖保郡、赤穂郡、佐用郡
但馬食肉衛生検査所	〒667-0112 養父市養父市場入谷口1282-8	(079)665-0848	所長 原田 一郎	豊岡市、篠山市、養父市、丹波市、朝来市、 美方郡
淡路食肉衛生検査所	〒656-0152 南あわじ市倭文長田49-18	(0799)46-0190	所長 齋藤 竜彦	洲本市、南あわじ市、淡路市
動物愛護センター	〒661-0047 尼崎市西昆陽4-1-1	(06)6432-4599	所長 犬伏 源	芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、 篠山市、丹波市、川辺郡
動物管理事務所	〒673-1462 加東市藤田字北山736-7	(0795)42-4466	所長 (石川三木支所長兼務)	
三木支所	〒673-0503 三木市志染町窟屋1242-48	(0794)84-3050	支所長 石川 幸子	加古川市、高砂市、三木市、小野市、加西市、 加東市、西脇市、加古郡、多可郡
龍野支所	〒679-4167 たつの市龍野町富永1311-3	(0791)63-5146	支所長 馬場 吉平	たつの市、相生市、赤穂市、宍粟市、神崎郡、 揖保郡、赤穂郡、佐用郡
但馬支所	〒667-0126 養父市堀畑587	(079)666-8071	支所長 頓名 昌宏	豊岡市、養父市、朝来市、美方郡
淡路支所	〒656-2142 淡路市塩田新島5-3	(0799)62-5811	支所長 武村 有里子	洲本市、南あわじ市、淡路市

主要計画等一覧表

(令和7年4月1日現在)

名 称	策定の内容・趣旨	期 間	根拠法令	担当課
兵庫県保健医療計画	すべての県民が安心して健やかに暮らせる社会の実現に向け、県民、関係機関、関係団体、行政が取り組むべき保健医療分野の計画として策定	R6～R11年度	医療法 (第30条の4) (第30条の6)	医務課
兵庫県健康づくり推進プラン	健康づくりと疾病予防に重点を置いた取組を社会全体で総合的かつ計画的に推進するための計画を策定	R4～R8年度	健康づくり推進条例 (第8条)	健康増進課
兵庫県健康づくり推進実施計画	兵庫県健康づくり推進プランに定める基本的な目標・方針に沿って、県民の健康づくりを推進するため、県民、関係団体等、事業者、市町、県の役割及び具体的な施策や目標を盛り込んだ計画を策定	R6～R11年度	健康増進法 (第8条) 健康づくり推進条例 (第9条)	健康増進課
食育推進計画	食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県民、学校、関係団体、企業、健康・食関連企業、行政等の役割並びに中期的な施策及びその目標を盛り込んだ計画を策定	R4～R8年度	食育基本法 (第17条) 食の安全安心と食育に関する条例 (第6条第1項)	健康増進課
動物愛護管理推進計画	人の生活において重要性が高まっている動物を取り巻く今日の状況等を踏まえ、「人と動物が調和し、共生する社会づくり」の実現に向け、県の具体的な取組みを示すものとして策定	R3～R12年度	動物の愛護及び管理に関する法律 (第6条)	生活衛生課
兵庫県食品衛生監視指導計画	飲食に起因する衛生上の危害の発生を未然に防止し、県民の食の安全性を確保するため、県が実施する食品衛生監視指導の計画として策定	R6年度 ※毎年見直し	食品衛生法 (第24条第1項)	生活衛生課

主要計画等一覧表

(令和7年4月1日現在)

名 称	策定の内容・趣旨	期 間	根拠法令	担当課
食の安全安心推進計画	県民誰もが安心できる食生活の実現を図るため、食の安全安心に関する施策とその目標について策定	R4～R8年度	食の安全安心と食育に関する条例 (第6条第1項)	生活衛生課
兵庫県感染症予防計画	感染症の予防及びまん延防止並びに医療の提供のための施策の実施に関する計画を策定	H12～ H14,17,21, 23,26,27, 29, 30, R5年度改定	感染症予防法 (第10条)	疾病対策課
兵庫県がん対策推進計画 (第6次ひょうご対がん戦略)	がん征圧に向けた総合的な対策を推進するため、がんの予防の推進、早期発見の推進、医療体制の充実、がん患者が安心して暮らせる社会の実現等の施策を盛り込んだ計画を策定	R6～R11年度	がん対策基本法 (第12条)	疾病対策課
第2次兵庫県循環器病対策推進計画	県民の健康寿命の延伸及び循環器病の年齢調整死亡率を減少させるため、本県の実情に応じた循環器病対策を総合的・計画的に推進する計画として策定	R6～R11年度	健康寿命の延伸等 を図るための脳卒 中、心臓病その他 の循環器に係る対 策に関する基本法 (第11条)	疾病対策課
兵庫県新型インフルエンザ等 対策行動計画	新型インフルエンザ等による感染拡大を抑制し、県民の生命及び健康を保護するとともに、社会生活及び社会経済に及ぼす影響を最小とするため計画を策定	H21年～ H25,29, R6年度改定	新型インフルエンザ 等対策特別措置法	疾病対策課
兵庫県アレルギー疾患対策推 進計画	アレルギー対策をめぐる課題に的確に対応するため、アレルギー疾患対策にかかる施策の方向性を示し、総合的な取り組みを推進するため計画を策定	R7～R11年度	アレルギー疾患対 策基本法 (第13条)	疾病対策課

事務分掌及び幹部職員一覽表

保健医療部長

山下輝夫(内3033)

次 長

中 井 佳奈子 (内 2907)

次 長

圓尾文子 (内 3252)

【主な業務】 健康・保健・感染症分野における重要施策の企画立案及び総合調整、保健医療の総合的推進、並びに部の予算、組織、人事に関すること。

総務課

課 長 篠 井 省 吾 (内 73723)

班 名	分 掌 事 務
副課長 尾 西 照 法 (内 73725)	1 部の職員の人事及び服務に関すること。 2 行財政改革に係る実務調整に関すること。 3 部の重要事項に係る部内各課及び地方機関との連絡調整に関すること。 4 課内の班間の調整及び連携に関すること。
総務班 班長 (尾西副課長が兼務)	1 部の行政に係る文書及び部長印の管守に関すること。 2 部の職員の身分取扱い、研修及び福利厚生に関すること。 3 部の行政に係る附属機関の委員及び幹事の任免に関すること。
企画班 班長 村 田 拓 也 (内 73731)	1 部の行政の企画及び総合調整に関すること。 2 部の行政に係る重要事業の進行管理に関すること。 3 部の行政に係る事務の能率化に関すること。 4 部の行政に係る広報及び広聴の推進及び連絡調整に関すること。 5 部の行政事務及び行政組織の合理化に関すること。 6 県立健康科学研究所及び保健所に関すること。(他課の所掌に属するものを除く。) 7 前各号に掲げるもののほか、部内他課の所掌に属さないこと。
経理班 班長 有 近 信 行 (内 73737)	1 部の予算、決算及び会計に関すること。

E-mail hokeniryou_soumu@pref.hyogo.lg.jp

医 務 課

課 長 鳥 田 信 次 (内 73750)
 監察医務官 長 崎 靖 (078-521-6333)

班 名	分 掌 事 務
副課長 高 見 和 典 (内 73751)	1 課内の班間の調整及び連携に関すること。
企画調整班 班長 筑 本 健 史 (内 73752) 主幹 (医療体制担当) 白 藤 俊 (内 73758)	1 兵庫県保健医療計画に関すること。 2 医療審議会に関すること。 3 在宅医療の推進に関すること。 4 WHO神戸センターの運営支援及び地元連携の推進に関すること。 5 健康危機管理に関すること。 6 監察医の業務に関すること。 7 周産期医療体制に関すること。 8 公的病院等補助金に関すること。 9 神戸医療産業都市構想の推進支援に関すること。 10 小児・災害・救急医療体制に関すること。 11 救急医療機関の告示に関すること。 12 地域医療連携に関すること (地域医療支援病院を含む。) 13 医療介護推進基金 (医療分のみ) に関すること。 14 表彰、叙勲に関すること。 15 医療関係団体との調整に関すること。 16 課の庶務に関すること。
医療人材確保班 班長 野 田 幸 男 (内 73762) 主幹 (看護指導担当) 福 田 幸 子 (内 73769)	1 地域医療確保政策に関すること。 2 医師確保対策に関すること。 3 へき地医療対策に関すること。 4 勤務医の働き方改革の推進に関すること。 5 県養成医師制度に関すること。 6 臓器移植法の施行に関すること。 7 音楽療法の普及推進に関すること。 8 保健師助産師看護師法の施行に関すること。 9 看護師等の人材確保の促進に関する法律の施行に関すること。 10 看護師等確保対策に関すること。 11 看護功績賞に関すること。 12 医師、歯科医師、放射線技師、臨床検査技師、歯科技工士等の免許に関すること (死体解剖医の認定に関することを含む。) 13 看護師等の養成所に関すること。 14 看護師及び理学療法士・作業療法士の修学金貸与に関すること。 15 県立総合衛生学院に関すること。
医療指導班 班長 鴻 池 純 二 (内 73774)	1 医療法の施行に関すること。 2 施術所、歯科技工所及び衛生検査所に関すること。 3 医療従事者の業務指導及び処分に関すること。 4 日赤及び済生会との連絡に関すること。 5 医療安全相談センターに関すること。

E-mail imu@pref.hyogo.lg.jp

健康増進課

課長 稲岡 由美子 (内 73800)
 不妊治療支援官 亀山 美矢子 (内 73801)
 歯科口腔医務官 時岡 早苗 (内 73802)

班 名	分 掌 事 務
副課長 太田 稔 (内 73803)	課内の班間の調整及び連携に関すること (事務に関すること。)
副課長 吉井 絢子 (内 79302)	1 課内の班間の調整及び連携に関すること (技術に関すること。) 2 保健師業務の統括に関すること。
健康政策班 班長 (太田副課長が兼務) 主幹 (受動喫煙対策担当) 中川 昭博 (内 73828)	1 健康増進施策の企画及び推進に関すること。 2 健康ひょうご 21 大作戦に係る総合的施策の企画及び推進に関すること。 3 (公財) 兵庫県健康財団に関すること。 4 公衆衛生協会に関すること。 5 健康づくり推進条例・健康づくり推進実施計画の推進に関すること。 6 企業との協働による健康づくりに関すること (他課室の所掌に属するものを除く。) 7 特定健診・保健指導の実施促進に関すること。 8 課の庶務に関すること。
保健・栄養指導班 班長 (吉井副課長が兼務) 主幹 (不妊治療支援担当) 谷 圭祐 (内 73810)	1 受動喫煙の防止に関すること。 2 受動喫煙の防止の相談及び指導に関すること。 3 禁煙の推進に関すること。 4 20 歳未満の者及び妊婦の喫煙防止に関すること (他課室の所掌に属するものを除く。)
主幹 (栄養・食育担当) 信木 由紀子 (内 73816)	1 保健師活動の総合調整及び業務指導に関すること。 2 保健師の研修の企画及び推進に関すること。 3 保健師等養成機関の地域看護学実習に関すること。 4 母子保健対策の推進に関すること。 5 不妊・不育事業に関すること。 6 養育医療に関すること。 7 「まちの保健室」事業に関すること。 8 愛育班の育成に関すること。
歯科口腔保健班 班長 古森 紗知子 (内 73822)	1 栄養・食の健康に係る総合的施策の企画及び調整に関すること。 2 食育の推進に関すること。 3 “食の健康”運動の企画及び推進に関すること。 4 栄養士業務の調整・業務指導及び研修に関すること。 5 栄養士及び管理栄養士の免許並びに養成に関すること。 6 栄養表示基準制度等の指導に関すること。 7 国民健康・栄養調査等栄養調査に関すること。 8 特定給食施設等の指導に関すること。 9 いずみ会及び給食施設協議会の育成に関すること。
認知症共生班 班長 岸本 和子 (内 73830)	1 歯科口腔保健の推進に関すること。 2 口腔保健支援センターに関すること。 3 歯科衛生士の人材育成に関すること。 4 地域歯科保健対策の推進に関すること。
	1 認知症施策の推進に関すること。 2 認知症の予防・早期発見の推進に関すること。 3 認知症医療体制充実に関すること。 4 認知症地域支援ネットワークの強化に関すること。 5 認知症ケア人材 (認知症介護研修含む) の育成に関すること。 6 若年認知症施策に関すること。

E-mail kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp

薬 務 課

課 長 小 田 睦 子 (内 73850)

班 名	分 掌 事 務
副課長 秋 田 倫 子 (内 73851)	課内の班間の調整及び連携に関すること（事務に関すること。）
副課長 小笠原 智佐代 (内 73853)	課内の班間の調整及び連携に関すること（技術に関すること。）
薬務指導班 班長 丹 羽 信 (内 73856) 主幹（流通指導担当） 青 木 利 佐 (内 73861)	1 薬事審議会（危険ドラッグ部会を除く。）に関すること。 2 医薬品医療機器等法の施行（指定薬物を除く。）に関すること。 3 薬剤師法の施行に関すること。 4 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の施行に関すること。 5 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の施行に関すること。 6 温泉法の施行に関すること。 7 災害医薬品等の供給に関すること（抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を含む。）。 8 医薬分業に関すること。 9 後発医薬品の安心使用の促進に関すること。 10 特殊医薬品の補給に関すること。 11 医薬品の国家検定に関すること。 12 医薬品等の副作用情報に関すること。 13 課の庶務に関すること。
薬務対策・捜査班 班長 丸 尾 育 代 (内 73864)	1 医薬品医療機器等法の施行（指定薬物）に関すること。 2 薬事審議会（危険ドラッグ部会）に関すること。 3 薬物乱用防止対策に関すること。 4 麻薬及び向精神薬取締法の施行に関すること。 5 大麻草の栽培の規制に関する法律に関すること。 6 あへん法の施行に関すること。 7 覚醒剤取締法の施行に関すること。 8 麻薬中毒審査会に関すること。 9 毒物及び劇物取締法の施行に関すること。

E-mail yakumuka@pref.hyogo.lg.jp

生活衛生課

課長 天 野 和 幸 (内 73880)
 食品安全官 坂 江 博 (内 73881)

班 名	分 掌 事 務
副課長 塩 野 恵 美 (内 73882)	課内の班間の調整及び連携に関すること（事務に関すること。）。
副課長 久 本 千 絵 (内 73883)	課内の班間の調整及び連携に関すること（技術に関すること。）。
環境衛生班 班長 森 本 和 徳 (内 73884)	1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行に関すること。 2 生活衛生改善指導に関すること。 3 旅館業法の施行に関すること。 4 住宅宿泊事業法の施行に関すること。 5 公衆浴場法の施行に関すること。 6 物価統制令による入浴料金に関すること。 7 興行場法の施行に関すること。 8 理容師法の施行に関すること。 9 美容師法の施行に関すること。 10 クリーニング業法の施行に関すること。 11 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関すること（他班の所掌に属するものを除く。）。 12 墓地、埋葬等に関する法律の調整に関すること。 13 生活衛生適正化審議会に関すること。 14 飲用井戸に関すること。 15 課の庶務に関すること。
動物愛護管理班 班長 中 山 基 (内 73888)	1 狂犬病予防法の施行に関すること。 2 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。 3 動物の愛護及び管理に関する条例の施行に関すること。 4 化製場等に関する法律の施行に関すること。 5 動物愛護センターに関すること。
食の安全安心推進班 班長 夫津木 幸寛 (内 73894)	1 食品衛生法の施行に関すること。 2 食の安全安心と食育に関する条例の施行に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。 3 食品表示法の施行に関すること（衛生事項に関するものに限る。）。 4 食中毒等に関すること。 5 不良食品に関すること。 6 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の施行に関すること。 7 食品衛生に係る新たな課題に関すること。 8 重金属、化学物質等による汚染食品など食品公害に関すること。 9 調理師法の施行に関すること（調理師の免許、試験及び届出に関することを除く。）。 10 製菓衛生師法の施行に関すること（製菓衛生師の試験及び免許に関することを除く。）。 11 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関すること（他班の所掌に属するものを除く。）。 12 （一社）兵庫県食品衛生協会の指導に関すること。 13 食の安全安心と食育審議会に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。 14 と畜場法の施行に関すること。 15 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行に関すること。 16 食肉衛生検査センターに関すること。

E-mail seikatsueiseika@pref.hyogo.lg.jp

疾 病 対 策 課

課 長
感染症対策官

圓 尾 文 子 (内 73910)
臣 永 和 夫 (内 73911)

班 名	分 掌 事 務
副課長 鶴 井 成 央 (内 73912)	室内の業務調整に関する事。 課内の班間の調整及び連携に関する事（事務に関する事。）。
がん対策班 班長 川 上 慶 子 (内 73913)	1 生活習慣病の医療並びにその他の疾患の医療及び予防に関する事。 2 がん対策推進条例・計画に関する事。 3 がん検診に係る検診体制の整備に関する事。 4 がん登録事業に関する事。 5 肝炎対策に関する事。 6 アスベスト健康被害に関する事。 7 健康診査管理指導事業に関する事。 8 （公財）兵庫県予防医学協会に関する事。 9 課の庶務に関する事。
難病対策班 副課長兼班長 朝 野 京 子 (内 73918)	1 難病対策に関する事。 2 特定疾患（一般、小児、県単）等に関する事。 3 兵庫県難病相談センターの運営に関する事。 4 難病患者等保健指導事業に関する事。 5 難病患者に係る保健師等研修に関する事。 6 難病患者等居宅生活支援事業に関する事。 7 原子爆弾被爆者援護法の施行に関する事。 8 原子爆弾被爆者に対する手帳交付及び相談等に関する事。 9 原子爆弾被爆者の健康診断に関する事。 10 原子爆弾被爆者福祉対策事業に関する事。
感染症対策推進班 班長 小 西 明 美 (内 73925) 主幹（計画推進担当） 濱 田 大 輔 (内 73929) 主幹（広域連携担当） 雪 岡 孝 規 (内 73933)	1 予防接種法の施行に関する事。 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関する事。 3 エイズ対策の推進に関する事。 4 環境影響による健康障害に関する事。 5 感染症診査協議会に関する事（他課室の所掌に属するものを除く。）。 6 感染症発生動向調査事業に関する事。 7 ハンセン病事業に関する事。 8 アレルギー対策に関する事。 9 健康福祉事務所の検査業務及び放射線業務に関する事。 10 医療措置協定に関する事。 11 感染症予防計画に関する事。 12 感染症対策連携協議会に関する事。 13 新型インフルエンザ等対策行動計画に関する事 14 新型コロナウイルス感染症対策の推進に関する事（他課室の所掌に属するものを除く。）。

E-mail shippeitaisaku@pref.hyogo.lg.jp

〈地方機関等・事務分掌〉

地 方 機 関 名	所 掌 事 務
県民局及び県民センター	
神戸県民センター 県民交流室	1 地域における保健、医療及び福祉に関する施策の企画及び調整に関すること。 2 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。 3 介護保険に関すること。 4 ホームレスの自立支援等の連絡調整に関すること。 5 身体障害者福祉に関すること。 6 知的障害者福祉に関すること。
健康福祉事務所	
芦屋健康福祉事務所 宝塚健康福祉事務所 加古川健康福祉事務所 加東健康福祉事務所 中播磨健康福祉事務所 龍野健康福祉事務所 豊岡健康福祉事務所 丹波健康福祉事務所 洲本健康福祉事務所	1 地域における保健、医療及び福祉に関する施策の企画及び調整に関すること。 2 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること。 3 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。 4 栄養の改善及び食品衛生に関すること。 5 生活衛生に関すること。 6 住宅宿泊事業に関すること 7 医事及び薬事に関すること。 8 保健師に関すること。 9 公共医療事業の向上及び増進に関すること。 10 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関すること。 11 歯科保健に関すること。 12 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。 13 指定難病その他の難病対策に関すること。 14 結核、感染症その他の疾病の予防に関すること。 15 衛生上の試験及び検査に関すること。 16 温泉に関すること。 17 社会福祉法人に関すること。 18 介護保険に関すること。 19 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。 20 老人福祉に関すること。 21 民生委員及び児童委員に関すること。 22 社会福祉統計に関すること。 23 母子家庭等及び寡婦の福祉に関すること。 24 配偶者からの暴力に関する相談等の連絡調整に関すること。 25 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に関すること。 26 引揚者並びに旧軍人等及びその遺族に対する援護等の相談に関すること。 27 中国残留邦人等の生活支援給付等に関すること。 28 災害援護金の支給その他被災者の援護に関すること。 29 生活保護に関すること。 30 ホームレスの自立支援等の連絡調整に関すること。 31 児童福祉に関すること。 32 身体障害者福祉に関すること。 33 知的障害者福祉に関すること。 34 管内の健康及び福祉に係る事業の調整に関すること。 35 受動喫煙の防止等に関すること。 36 前各号に掲げるもののほか、地域住民の健康の保持及び増進並びに社会福祉に関すること。

地 方 機 関 名	所 掌 事 務																				
	所管区域については次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>所 管 区 域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>芦屋健康福祉事務所</td><td>尼崎市 西宮市 芦屋市</td></tr> <tr> <td>宝塚健康福祉事務所</td><td>伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 川辺郡</td></tr> <tr> <td>加古川健康福祉事務所</td><td>明石市 加古川市 高砂市 加古郡</td></tr> <tr> <td>加東健康福祉事務所</td><td>西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡</td></tr> <tr> <td>中播磨健康福祉事務所</td><td>姫路市 神崎郡</td></tr> <tr> <td>龍野健康福祉事務所</td><td>相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡</td></tr> <tr> <td>豊岡健康福祉事務所</td><td>豊岡市 養父市 朝来市 美方郡</td></tr> <tr> <td>丹波健康福祉事務所</td><td>丹波篠山市 丹波市</td></tr> <tr> <td>洲本健康福祉事務所</td><td>洲本市 南あわじ市 淡路市</td></tr> </tbody> </table>	名 称	所 管 区 域	芦屋健康福祉事務所	尼崎市 西宮市 芦屋市	宝塚健康福祉事務所	伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 川辺郡	加古川健康福祉事務所	明石市 加古川市 高砂市 加古郡	加東健康福祉事務所	西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡	中播磨健康福祉事務所	姫路市 神崎郡	龍野健康福祉事務所	相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡	豊岡健康福祉事務所	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡	丹波健康福祉事務所	丹波篠山市 丹波市	洲本健康福祉事務所	洲本市 南あわじ市 淡路市
名 称	所 管 区 域																				
芦屋健康福祉事務所	尼崎市 西宮市 芦屋市																				
宝塚健康福祉事務所	伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 川辺郡																				
加古川健康福祉事務所	明石市 加古川市 高砂市 加古郡																				
加東健康福祉事務所	西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡																				
中播磨健康福祉事務所	姫路市 神崎郡																				
龍野健康福祉事務所	相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡																				
豊岡健康福祉事務所	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡																				
丹波健康福祉事務所	丹波篠山市 丹波市																				
洲本健康福祉事務所	洲本市 南あわじ市 淡路市																				
伊丹健康福祉事務所 赤穂健康福祉事務所 朝来健康福祉事務所	伊丹健康福祉事務所、赤穂健康福祉事務所及び朝来健康福祉事務所においては、その所管区域において、次に掲げる事務をつかさどる。 38 2から16までに掲げる事務 39 34（福祉に関する事業の調整に関することを除く。）及び36に掲げる事務（社会福祉に関することを除く。） 所管区域については次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>所 管 区 域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊丹健康福祉事務所</td><td>伊丹市 川西市 川辺郡</td></tr> <tr> <td>赤穂健康福祉事務所</td><td>相生市 赤穂市 赤穂郡</td></tr> <tr> <td>朝来健康福祉事務所</td><td>養父市 朝来市</td></tr> </tbody> </table>	名 称	所 管 区 域	伊丹健康福祉事務所	伊丹市 川西市 川辺郡	赤穂健康福祉事務所	相生市 赤穂市 赤穂郡	朝来健康福祉事務所	養父市 朝来市												
名 称	所 管 区 域																				
伊丹健康福祉事務所	伊丹市 川西市 川辺郡																				
赤穂健康福祉事務所	相生市 赤穂市 赤穂郡																				
朝来健康福祉事務所	養父市 朝来市																				
新温泉健康福祉事務所	豊岡健康福祉事務所に、23から25まで、27及び29に掲げる事務を分掌させるため、新温泉健康福祉事務所を置き、所管区域は、美方郡である。																				

地 方 機 関 名	所 掌 事 務
但馬長寿の郷	但馬長寿の郷においては、次に掲げる事務をつかさどり、その所管区域は、豊岡市、養父市、朝来市及び美方郡である。 1 但馬地域における保健、医療及び福祉の連携並びにこれらの分野に関する知識及び技術の普及向上（以下「保健、医療及び福祉の連携等」という。）に関する事業の企画及び総合調整を行うこと。 2 但馬地域における保健、医療及び福祉の専門的人材の確保及び活用を行うこと。 3 保健、医療及び福祉の連携等を図るため、講習会、研修会、研究会等の事業を行うこと。 4 高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮された住宅、福祉用具等を展示し、及びこれらに関する相談に応ずること。 5 高齢者相互の交流、世代間及び地域間の交流等に関する行事を行うこと。 6 保健、医療及び福祉の連携等を図るための講習会、研修会、展示会等のために施設を県民の利用に供すること。 7 高齢者相互の交流、世代間及び地域間の交流等を促進するために施設を県民の利用に供すること。 8 保健、医療及び福祉の連携等並びに県民の多様な交流の促進に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。 9 前各号に掲げるもののほか、県立但馬長寿の郷の目的を達成するために必要なこと。 1 から 9 までに掲げる事務のほか、所管区域以外において、次に掲げる事務を行うことができる。 10 保健、医療及び福祉の連携等に関する事業の企画及び総合調整を行うこと。 11 保健、医療及び福祉の専門的人材の確保及び活用を行うこと。

地 方 機 関 名	所 掌 事 務
県立健康科学研究所	1 保健衛生上必要な調査研究、試験検査及び普及指導を行うこと。 2 保健衛生に関する情報の収集、分析及び提供を行うこと。 3 前2号に掲げるもののほか、県立健康科学研究所の目的を達成するために必要なこと。
県立総合衛生学院	1 助産師及び看護師の養成に関すること。 2 歯科衛生士の養成に関すること。 3 介護福祉士の養成に関すること。
食肉衛生検査センター	1 と畜検査及び食鳥検査に関すること。 2 と畜場及び食鳥処理場の衛生指導に関すること。 3 と畜場及び食鳥処理場における食肉及び食鳥肉等の衛生に関すること。 4 食用に供する獣畜及び家きん並びに食肉及び食鳥肉等の調査研究に関すること。 5 前各号に掲げるもののほか、食肉衛生検査センターの目的を達成するために必要なこと。
動物愛護センター	1 動物愛護思想の高揚等に関すること。 2 動物の適正な飼養及び保管に関すること。 3 動物の収容等に関すること。 4 狂犬病の予防に関すること。 5 前各号に掲げるもののほか、動物愛護センターの目的を達成するために必要なこと。